

千葉県千葉市地域 基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

【地理的条件等】

- ・本市は、首都圏東側に位置し、東京湾に面した19kmにおよぶ海岸線をもち、大都市でありながら、内陸部は緑豊かな丘陵地域となっている。総人口は96.5万人(H26年7月現在)と全県の約15%を占め、市域面積は約272km²を擁している。平成4年4月には全国で12番目の政令指定都市となった。
- ・本市には、業務核都市の業務施設集積地区として県庁、裁判所、国関係機関をはじめとした行政機関や、大手企業の県内拠点等の商業施設が集積する「千葉都心地区」、情報・通信産業の業務・研究機能、及び大手小売企業のグループ企業、大手通販企業が集積する「幕張新都心地区」、JFEスチール株式会社をはじめとする鉄鋼・電力等の素材型工業が集積する「蘇我副都心地区」の3都心を持ち、それぞれに特色ある産業が集積している。
- ・また、都心まで鉄道で約30分、東京国際空港(羽田空港)まで車で約30分、成田国際空港までは車で約20分と首都圏、国内、さらには国外からもアクセスが容易であり、高速交通体系、鉄道網が整備されているほか、国内屈指の貨物取扱高を誇る「特定重要港湾」千葉港を有し、首都圏はもとより、海と空の両面から海外を視野におさめることができるなど、企業等が事業活動をするにあたり優位な立地条件を兼ね備えている。
- ・なおかつ、今でも郊外においては、山林等の自然も比較的多く残っており、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境に大変恵まれている。人口1人当たりの都市公園面積では9.2m²(平成24年度)となっており、関東地方の政令指定都市の中では第1位となっている。さらに、市内農業産出額は109億円(平成18年度)であり、同じく関東の政令指定都市の中では第1位となっている。
- ・このように本市には、企業にとって高レベルの都市インフラと、快適な居住・自然環境が両立した、優れた立地環境を有している。

【既存の産業集積状況】

- ・臨海部「蘇我地区」には、JFEスチール株式会社をはじめとする鉄鋼・電力等の素材型工業集積が形成され、京葉工業地帯の一翼を担っている。「中央港・新港地区」については、千葉食品コンビナートを中心として製造・運輸業、自動車整備・自動車小売業等が集積しており、特に、千葉食品コンビナートは、農林水産省の「食品工業団地形成促進要綱」に基づく食品工業団地として適正化のモデルとされており、近年においても、食品関係の企業立地が相次ぎ、食品コンビナートとしての活力が高まっている。

- ・内陸部においては、「千葉鉄工業団地(花見川区千種町)」等の地域において一般機械・金属加工型工業を営む企業が集積しており、立地企業の中には、新技術・製品開発型企业への転換をはじめ、既存製造技術を活用しつつ、環境関連、医療・福祉関連等これからの成長が期待できる新分野での新技術・製品開発への取り組みを積極的に進めている。これらの産業集積と関連した基盤技術型企业の中には、オンリーワン企業が存在するほか、既存技術の高度化から新分野への取り組みに対する意欲が高まっている。
- ・幕張新都心地区では、情報・通信産業の業務・研究機能が集中的に集積しており、ソフト・コンテンツ・ネットワーク等の最先端の情報系ベンチャー企業や創業・起業家が集結している。近年は、大手小売企業であるイオン株式会社のグループ企業が集積するとともに、株式会社QVCジャパン等の大手通販企業が複数立地するなど、今後成長が見込まれる流通業の集積も見られる。また、日本有数のコンベンション施設を有し、数多くの国際的な見本市や展示会が行われ、販路拡大や企業間の新たなつながりを作る場となっている。
- ・このように本市においては、戦後の臨海部における分厚い工業集積の形成を契機として、内陸部・都心部にわたる新たな産業集積が形成されている。今後はこれらの産業集積のもつ技術蓄積や新分野進出への取り組み等を最大限に活かして産業活性化を図ることが重要となっている。

【教育・研究・産業連携支援機関】

- ・本市には、(公財)千葉県産業振興センター、千葉県産業支援技術研究所や千葉商工会議所をはじめ、多くの産業支援機関が立地している。特に、本市の産業振興の拠点施設である千葉市ビジネス支援センターに所在し、中小企業支援センター及び新事業創出の地域プラットフォームの中核的支援機関である(公財)千葉市産業振興財団は、市内中小企業の総合窓口として、支援の中心的役割を担っている。
- ・また、市内には国立大学法人千葉大学(9学部。以下「千葉大学」という。)をはじめとする14の大学・短期大学、(独)放射線医学総合研究所や千葉県産業支援技術研究所などの国、県、民間研究・教育機関をはじめ、千葉大亥鼻イノベーションプラザ及び千葉大学サイエンスパークセンターなど新事業、新技術の研究開発施設が立地し、積極的な産学連携や研究成果の事業化が進められている。さらに、千葉大学医学部附属病院や放射線医学総合研究所重粒子医科学センター病院、千葉市立青葉病院、千葉市立海浜病院といった先端的な治療が可能な医療機関が集積し、医療・福祉分野での既存産業の高度化や新事業の創出を行う上での大きな強みとなっている。

《千葉大学》

医学、園芸、工業デザイン等の教育・研究分野において地域内外から高い評価を得ており、研究分野は広範多岐にわたっている。当大学は9学部と9大学院を有し、連合大学院

にも参画する総合大学である一方で、平成23年に千葉県と千葉大学が中心となり「地域産学官共同研究拠点千葉大学サイエンスパークセンター」を設置した。同センターでは、医工連携・ロボティクスなどの分野において、地域の大学・企業との共同研究を行うとともに、シーズ・ニーズの出会いや創出、産学官共同研究の促進により、地域における知識集中型のオープンイノベーションや新事業、新技術の創出を図ることを目的としている。また、平成22年2月4日には、広範な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与するため、本市との間で包括協定を締結した。

《東京情報大学》

「情報システム学科」「環境情報学科」「情報ビジネス学科」「情報文化学科」の4学部及び大学院から構成される私立大学で、「情報」を基本コンセプトとして、IT インフラ、環境マネジメント、ビジネスアプリケーション、マルチメディアの学際領域に焦点をあてた研究が活発に行われている。

《千葉工業大学》

本市に隣接する習志野市に立地する私立大学で、工学部、情報科学部、社会システム科学部の3学部及び大学院が設置されている。平成25年には、産学連携専門の窓口として学校法人千葉工業大学産官学連携協議会が設けられ、産業界や公的機関との間で、教育研究情報、技術情報及び就職情報などの情報交流を行なっている。

《千葉経済大学》

実学を重視した私立大学で、地域における産学官連携の一翼を担う大学として、経済学部（経済学科・経営学科の2学科）の上に大学院を置いている。また、地域経済博物館、地域総合研究所を併設し、さらに公開講座などを開講することにより、地域社会との連携を進めている。

《淑徳大学》

市内を中心に立地する私立大学で、福祉・看護分野を中心に7学部が設置されている。平成22年には、地域の福祉、健康等の増進及び人材の育成に貢献することを目的に、本市との間で包括協定を締結した。

《株式会社千葉銀行》

千葉県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、預金残高10兆1,218億円、貸出金残高8兆830億円は共に国内地方銀行で第2位の規模となっている。（平成26年度）県内に158店舗(市内28店舗)を有しているほか、東京都に12店舗、埼玉県に3店舗、茨城県に3店舗、大阪府に1店舗を有している。平成23年11月には、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を目的とし、本市との間で連携協定を締結した。同協定では、企業立地支援など8項目について双方の連携と協力が定められている。

《株式会社商工組合中央金庫》

株式会社商工組合中央金庫法に基づく政策金融機関であり、預金残高は4兆8,574億円、貸出金残高は9兆4,727億円となっている。（平成26年度）国内に100店舗、海外に4

店舗を有し、市内では千葉都心地区に千葉支店を有している。倫理憲章において「中小企業による中小企業のための金融機関」と定めており、市内中小企業と緊密に連携した取り組みを進めている。

《産業支援機関》

(公財) 千葉市産業振興財団や(公財) 千葉県産業振興センター、千葉県産業支援技術研究所などの産業支援機関が本市区域内に所在し、相談事業や技術指導を行っている。また、インキュベーション施設は、千葉市ビジネス支援センターインキュベーション施設、千葉大亥鼻イノベーションプラザ等、市内に多数存在する。さらに、平成23年に独立行政法人科学技術振興機構の「地域産学官共同研究拠点千葉大学サイエンスパークセンター」が整備された。

【インフラ】

- ・本市内を起点とする道路、鉄道も多く、県内交通体系の結節点となっている。また、県・市その他による産業支援機関も集中している。

《道路・鉄道》

- ・道路交通網については、東関東自動車道や京葉道路、千葉東金道路、国道16号などの主要道路が本市に集中しており、県内道路網の中心的役割を担っている。
- ・鉄道交通網については、JR京葉線、総武線その他、京成線や千葉都心モノレールが走り、県内各地からの多くの路線がJR千葉駅で接続しており、県内の一大ターミナルステーションとなっている。
- ・道路、鉄道双方の県内交通網の要衝となっている。

《港湾》

- ・千葉港は特定重要港湾であり、我が国有数の港湾貨物量を誇る。年間入港船舶は、外航船4,390隻(90,140千総トン)、内航船45,287隻(44,965千総トン)であり、取扱貨物量は外国貿易91,623千トン、内国貿易59,321千トン(合計150,944千トン(いずれも平成25年))と、全国第2位(平成23年度)と、海上輸送網の重要な拠点となっている。

《空港》

- ・成田国際空港までは最短20分でアクセス可能であり、東京国際空港(羽田空港)へは最短30分でアクセスが可能となっている。





【目指す産業集積の概要について】

県都としての発展を続けてきた本区域であるが、現在、既存産業は産業構造の変化、激しい国際競争などの課題に直面している。

厳しさを増す競争環境の中で、本市の経済全体を持続的に発展させるためには、グローバルな視点から市民生活を支える視点まで、幅広い産業が参入できる分野への重点的な支援が必要であり、これにより本市の立地特性や環境特性を活かした、企業の持続的な成長を促進することが期待される。

また、本区域の企業には高度な最先端技術を有する企業も多く、加えて最近では、本区域内に集積している大学を通じての産学官連携の動きなど、地域の強みを一層活かす動きもある。

これまで集積してきた業種の競争力を強化するとともに、今後進展が見込まれる分野及びこれらの産業を活性化させることが見込まれる下記分野への集中的投資を行い、地域経済の活性化を目指す。

さらに、本区域の強みである交通アクセスの良さを活かし、さらなる効率化を図るため、集積を目指す各産業においては、サードパーティロジスティクス（3PL）をはじめとする物流機能、運輸・卸等の物流関連産業の効率的な活用を目指すものとする。コスト削減による企業競争力の強化のために、流通業務の効率化はすべての産業において重要課題であり、特に集積を目指す各産業においては、物流関連産業の効率的な活用により、区域内産業全体の活性化及び競争力強化を促すことを目標とする。

また、本区域では、物流総合効率化法の趣旨を踏まえ東関東自動車道千葉北インターチェンジ・四街道インターチェンジ付近の市街化調整区域に特定流通業務施設の立地を認め、国内外各地への交通利便性という地域の強みを一層活かしていく。

①IT・クリエイティブ産業

IT・クリエイティブ産業は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、通信業（その他の固定電気通信業に限る）、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業から構成されている。

本市では幕張新都心に、日本IBM(株)、富士通(株)、(株)ACCESSなど、高度先端技術を有する大手ソフトウェア業や外資系企業などの本社機能や研究開発機能が集積している。ソフト・コンテンツ・ネットワーク等の情報系ベンチャー企業も多く、情報通信産業の集積は顕著となっている。

これらソフト面の情報通信関連産業の集積を一層図ることに加え、システムの設計・開発を自社で行うエレクトロニクス関連産業等のハード事業者の企業立地推進及び市内企業の事業高度化の推進に取り組み、同産業の集積を図り、産業活性化を促す。

クリエイティブ産業は、映像・音声・文字情報制作業から構成されている。本市には、日本有数のコンベンション施設である幕張メッセがあり、同施設では定期的にアニメーションに関連したイベントが開催されている。また、本市内を舞台にした映像作品も多数制作されている。こうした資源を活用することにより、市内にクリエイティブ産業の集積を図る。

②食品・健康生活実現型産業

食品・健康生活実現型産業は、食品関連産業やヘルスケア産業等から構成されている。

食品関連産業に関しては、産業分類上は農業（植物工場に限る）、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（酒類製造業及びたばこ製造業を除く）及び学術・開発研究機関から成り、本市の製造業全体の製造品出荷額の約25%を占めている。多くの従業員を雇用する産業であり、地域全体への影響力を持っている業種であることに加え、景気変動の影響を受けにくいと、不況に強いという特徴を持っている。

本市においては、千葉食品コンビナートを中心として戦後から食品関連産業の集積が形成されており、これら集積をより一層図っていくため、積極的な企業誘致・フォローアップ、産業基盤の整備、設備老朽化等への対応、人材の育成・確保への支援、技術支援等を総合的に実施していく。

また、首都圏へのアクセスに優れた当市のメリットを活かすことができる植物工場等の立地を促進し、食に関する産業の新しい形態の集積など事業環境を整備することで、従来の食品産業の集積に加え、これら新分野の集積を構築し、雇用の創出や農業等との連携を図り、地域の活力の向上を目指す。

ヘルスケア産業は、化学工業や、金属製品製造業、業務用機械器具製造業等から構

成されている。

本市には、千葉大学医学部附属病院や、放射線医学総合研究所重粒子科学センター病院、千葉市立青葉病院、千葉市立海浜病院といった先端的な治療が可能な医療機関が集積し、医療・福祉分野での既存産業の高度化や新事業の創出を行う上での大きな強みとなっている。また、千葉大学医・薬学部敷地内に立地している千葉大亥鼻イノベーションプラザは、医工連携分野における産学連携による新事業創出を目指し、ベンチャー企業の育成促進を行っている。これらの医療機関、研究機関を活用することにより、市内にヘルスケア産業の集積を図り、地域経済の活性化を目指す。

③先端・素材型ものづくり産業

本市の先端型ものづくり関連産業は、印刷・同関連業、化学工業（化学肥料製造業、塩製造業及び動物用医薬品製造業を除く）、金属製品製造業、生産用機械器具製造業等から成り、事業所数は本市の製造業全体の約60%近くを占めている。先端型ものづくり関連産業については、本区域内の内陸部の工業団地を中心に一般機械・金属加工など関連産業が集積しているものの、近年、他の都市部と同様に、事業所数・従事者数は減少傾向にあり、また諸外国との競争により、取り巻く環境は一層厳しさを増していると言える。

その一方で、新技術創出、新分野進出を積極的に行っている事業者については、これらを強みにし、事業展開を拡大させているものもいるが、全ての事業者にとって、さらなる新技術の創出は喫緊の課題である。

本市では千葉大学をはじめとした学術機関に加え、(公財)千葉県産業振興センター等の産業支援機関も数多く存在しており、これらの関係機関が持つ機能を積極的に活用し、一般機械・金属加工など幅広い加工型の産業における高度化・新事業展開への取り組みを促進していく。

素材型ものづくり関連産業は、産業分類上は化学工業（化学肥料製造業、塩製造業及び動物用医薬品製造業を除く）、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、その他の製造業、学術・開発研究機関（自然科学研究所に限る）から成り、本市の製造業全体の製品出荷額のうち概ね50%を占めている。本市には第2次大戦後急速に発展した京葉工業地域があり、臨海部の埋立地には鉄鋼業などの大規模な工場が立地し、日本有数の素材型ものづくり関連産業の集積がある。

現在、素材型ものづくり関連産業を取り巻く環境は、世界経済の急速な悪化に伴う需要の落ち込みなど厳しさを増しているが、本区域内の製造業は、高度な先端技術が強みとする企業が多く、これらを活用して時代の流れに対応した新事業展開が期待できるところである。また、素材型ものづくり関連産業に携わる企業の関連会社も多く立地しており、区域内の産業全体への波及も大きくなっている。

国際競争激化・環境問題への対応等が求められる中、本区域の中心産業である素材型ものづくり関連産業の活性化を図り、企業間の連携や技術開発、・設備投資などを促すことで、地域産業の底上げを図る。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	1,829 億円	1,920 億円	5.0%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
産業用共用施設の整備等					
(1) 産業用地と情報提供 (市・県)					→
(2) 産業用地の確保 (市)					→
(3) 共用施設整備 (市・県・(公財)市産業振興財団・(公財)県産業振興センター・千葉大学)					→
(4) ポスト・インキュベート施設の整備 (市)					→
人材育成					
(1) 人材育成事業 (公財)市産業振興財団)					→
(2) IT 関連産業人材の育成・確保 (県、(公財)県産業振興センター)					→
(3) 京葉臨海コンビナート人材育成講座 (県、(公財)県産業振興センター)					→
(4) キッズ・アントレプレナーシップ教育事業 (市)					→
技術支援					
(1) 産学官連携による技術支援 (市・県・(公財)市産業振興財団・(公財)県産業振興センター)					→
その他					
(1) 企業立地促進条例 (県)					→

等の環境保全上重要な地域については集積区域より除くものとする。

ただし、同地区内であっても、別紙に示す区域について集積区域とする。

また、国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序分散を招かないよう十分配慮するものとする。

(集積区域の可住地面積)

21,936ha

(集積区域に指定されている理由)

千葉県内の人口・事業所数の約15%を千葉市が占めていることから窺えるように、本区域は千葉県内の一大産業集積地と言える。区域内には多様な産業がバランスよく発展しており、それぞれの企業間には取引・交流など様々な形で結び付いている。また、企業間のみならず産学間でも連携が進んでいる。

本区域は、地理・地勢的に、経済社会の活動範囲としても一体性を有しているため、本計画における集積区域として指定するものである。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

- ①千葉土気^{とけ}緑の森工業団地
- ②ちばりサーチパーク
- ③千葉市臨海部(工業系用途地域)
- ④幕張新都心地区
- ⑤千葉北インターチェンジ周辺(東関東自動車道)
- ⑥高田インターチェンジ周辺(千葉外房有料道路)

なお、その他の地域については当面指定しないが、必要に応じて計画の変更により対応する。

所在地番等は別添一覧にて示す。①～④の地番は、平成26年4月1日現在の表示による。⑤～⑥の地番は、平成28年8月1日現在の表示による。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

当面は設定せず、設定する必要がある場合は、計画の変更により対応する。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

（1）業種名

（業種名又は産業名）

以下の産業を指定集積業種とする。

- ① IT・クリエイティブ産業
- ②食品・健康生活実現型産業
- ③先端・素材型ものづくり関連産業

（日本標準産業分類上の業種名）

① IT・クリエイティブ関連産業

- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業(2691X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業、及び 2973 医療用計測器製造業を含む)
- 30 情報通信機械器具製造業
- 37 通信業(3719 その他の固定電気通信業に限る)
- 39 情報サービス業
- 40 インターネット附随サービス業
- 41 映像・音声・文字情報制作業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業(484 こん包業に限る)

②食品・健康生活実現型産業

- 01 農業(植物工場に限る)〔環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう〕
- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業(101 清涼飲料製造業、103 茶・コーヒー製造業及び 106 飼料・有機質肥料製造業を含み、102 酒類製造業及び 105 たばこ製造業を除く)
- 11 繊維工業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業(1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業のうち紙製衛生材料製造業を除く)
- 16 化学工業(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業及び 1655 動物用医薬品製造業を除く。なお、それ以外の 165 医薬品製造業は含む)
- 18 プラスチック製品製造業

- 19 ゴム製品製造業(1992 医療・衛生用ゴム製品製造業を除く)
- 24 金属製品製造業
- 27 業務用機械器具製造業(274 医療用器械器具・医療用品製造業のうち「2743 動物用医療機械器具」を除く。なお、それ以外の 274 医療用器械器具・医療用品製造業は含む)
- 29 電気機械器具製造業(2691X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業、及び 2973 医療用計測器製造業を含む)
- 32 その他の製造業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業(484 こん包業に限る)
- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業(536 再資源卸売業を除く)
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業
- 71 学術・開発研究機関(711 自然科学研究所に限る)

③先端・素材型ものづくり関連産業

- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業(1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業のうち紙製衛生材料製造業を除く)
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業及び 1655 動物用医薬品製造業を除く。なお、それ以外の 165 医薬品製造業は含む)
- 18 プラスチック製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業(274 医療用器械器具・医療用品製造業のうち「2743 動物用医療機械器具」を除く。なお、それ以外の 274 医療用器械器具・医療用品製造業は含む)

- 31 輸送用機械器具製造業(312 鉄道車両・同部分品製造業及び 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く)
- 32 その他の製造業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業(484 こん包業に限る)
- 71 学術・開発研究機関(711 自然科学研究所に限る)

(2) (1) の業種を指定した理由

①IT・クリエイティブ産業

国際業務都市・幕張新都心は千葉県の国際化・情報化の拠点である。高度先端技術を有する大手企業、外資系企業等の本社機能や研究開発機能が集積しているが、とりわけ情報産業の集積は顕著である。大手情報・通信産業の業務・研究機能や、ソフト・ネットワーク等の情報系ベンチャー企業などが幅広く見られる。幕張新都心＝情報通信関連産業というイメージも一般に広がっており、本区域内の中でも幕張新都心に限定して立地を検討する情報通信関連の企業もある。

しかし、すでに本区域に立地している情報通信関連の企業からは、本区域は都心から至近に位置しながらも良好な環境があることを高く評価する一方で、受注先を地元で開拓することの難しさを問題にする声があがっている。

現代においてソフトウェアをはじめとする情報システムは社会基盤といえるほどにあらゆる分野で利用されており、他の産業分野の競争力を高める上でも重要な要素となっている。情報通信関連産業の発展は、区域内他分野産業への発展へつながることが期待できる。

クリエイティブ産業については、「関東地方産業競争力強化戦略」において、4つの戦略産業のうちの一つと位置づけられている。戦略内においては「成熟した経済を実現した我が国では、大量生産品の普及が進展している。したがって、目の肥えた消費者のニーズを的確に捉えるためには、個別化・高付加価値化した商品・サービスの提供が必要であり、従来とは異なる価値を創造するクリエイティブの存在感が高まりつつある。」とされており、海外進出も含めて将来性が非常に期待される分野である。

本市には国内最大級のコンベンション施設である幕張メッセがあり、クリエイティブ産業に関する展示会が多く開催されていることから、同業種を集積業種として指定し、地域経済の活性化を図る。

②食品・健康生活実現型産業

本区域内には生活関連産業の中心である食品関連産業の集積がなされている。食品工

業団地形成促進要綱に基づく農林水産大臣認定食品工業団地である千葉食品コンビナートを中心に、本区域内の食品関連産業は事業所数73か所(区域内構成比17.9%)、従業者数7千人超(同36.8%)の一大基幹産業であり、長年にわたり首都圏の豊かで安全な食生活を支えてきた。

しかし、操業年数が長い企業においては、設備老朽化の課題が持ち上がりつつも、昨今の経済環境の悪化、競争激化、原材料高騰などの経済事情から対応が難しくなっている。近年操業を開始した企業においても、食に関連した産業は消費者の生活と密接に関係していることから、時宜に適う事業展開をしていくことは重要な点であり、昨今ますます高まる食の安心・安全を求める声に応えるためにも、事業の高度化への対応が必要である。

また、最近各方面から注目を集める植物工場のメリットとして製品の安定供給があげられているが、これは首都圏という大消費地へのアクセスに優れている本区域の優位性が活かされるものであり、食に関する産業の新しい形態として、今後集積を図っていきたい。

ヘルスケア産業については、「関東地方産業競争力強化戦略」において、4つの戦略産業の一つと位置づけられている。戦略内では、「医薬品・医療機器分野は輸入超過状態であり、海外市場も含めて、中小企業のものづくり力やバイオベンチャーの橋渡し機能を発揮するなどのビジネス機会が多い市場」であるとされ、さらに高齢化社会の進展や健康志向の高まりに伴い、今後ますます医療用機械器具、医薬品の開発のニーズは高まるものと見込まれる。

このような背景を踏まえ、千葉市の地域経済活性化戦略においては、企業誘致の重点推進産業として、「高齢者比率の高まりという本市の課題に有効な、健康サービス・予防医療などヘルスケア産業への誘致活動を行う」とされている。また、千葉県の戦略である「明日のちばを創る！産業振興ビジョン」では、基本方針を実現するための5つの柱のひとつに、「健康長寿産業の育成と振興」が定められた。

このように、ヘルスケア産業は今後の成長が見込まれ、また地域の課題解決に有効となる産業である。今後の成長が大いに期待できる分野であると言える。

これら食品製造業、ヘルスケア産業を、食品・健康生活実現型産業として集積業種に指定する。

③先端・素材型ものづくり関連産業

一般機械・金属加工など幅広い先端加工型の産業集積が、本区域内の内陸部の工業団地を中心に見られる。

近年、本区域内の製造業の事業所数・従事者数は他の都市部と同様減少傾向にあり、かつ諸外国との競争などの課題に面しているが、製造業は、素材を提供する第1次産業から流通・販売といった第3次産業まで他業種への波及効果が大きく、現在でも本区域

の主要産業であることに変わりはない。

本区域内にも新技術・製造開発の取り組みを活発に行って独自技術を強みにしている企業があるが、これらの産業においては、新技術創出、新分野進出といった革新が常に欠かせない。区域内には、千葉大学、独立行政法人放射線医学総合研究所などの大学・研究機関や、(公財)千葉県産業振興センター、千葉県産業支援技術研究所、(公財)千葉市産業振興財団のような産業支援機関が多く存在しており、これらは企業の新事業展開に大きく資するものである。

産業支援機関をはじめとする産業活性化につながる地域資源を活用し、これまで蓄積してきた技術、人材のポテンシャルを引き出すことにより区域内の先端型ものづくり関連産業は新たな発展が期待できる。

京葉工業地域の中心をなす本区域の臨海部は、高度成長期にコンビナートの整備が進み、鉄鋼業をはじめとする素材型ものづくり関連産業が集積してきた。

現在、素材型ものづくり関連産業を取り巻く環境は、世界経済の急速な悪化に伴う需要の落ち込み、温室効果ガス削減をはじめとする環境対策の必要性など厳しさを増しているが、本区域内の製造業は、環境・新素材に関する高度な先端技術を強みとする企業が多く、これらを活用して時代の流れに対応した新事業展開が期待できるところである。また、素材型ものづくり関連産業に携わる企業の関連会社も多く立地しており、区域内の産業全体への波及も大変大きい。

本計画においても区域内の重要な基幹産業である、先端型ものづくり産業と、素材型ものづくり関連産業を指定業種とし、企業間の連携や技術開発、設備投資などを促し当該業種の活性化ひいては地域産業の底上げを図る。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	40 件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	549 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	925 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

【産業用共用施設の整備等に関する事項】

(1) 産業用地とその情報提供

分譲中の工業団地として、千葉土気緑の森工業団地(分譲主・千葉県土地開発公社)、

ちばりサーチパーク（分譲主・三菱地所株式会社）があり、さまざまな企業ニーズに対応できる用地がある。

市ホームページ、県ホームページにおいて民有地も含めた産業用地情報提供を行っており、引き続き情報収集・提供に努める。

（２）産業用地の確保

本市が主体的に重点産業の集積を安定的に進めていくために、独自の産業用地の確保を行うことが必要不可欠である。将来の産業用地のニーズに備えるため、市内における産業集積の適地を調査し、産業用地の確保に向けた検討を行う。

（３）共用施設整備

区域内には、（公財）千葉市産業振興財団や独立行政法人中小企業基盤整備機構などによるインキュベーション施設がある。ベンチャー企業や中小企業が多い加工型ものづくり関連産業や情報通信に関連する産業を中心に、これらのインキュベーション施設への入居が起業あるいは新事業進出の大きな助けになっていることも多い。

さらに、一層の産業集積と活性化を図ることを目的に、（公財）千葉市産業振興財団、千葉県産業支援技術研究所や、（公財）千葉県産業振興センターが県内中小企業の技術力や研究開発力の向上への支援事業を実施するため、研究開発機器等の整備を進める。また、独立行政法人科学技術振興機構が整備する地域産学官共同研究拠点である千葉大学サイエンスパークセンターの研究開発機器等の積極的な活用を図ると共に、産学連携による研究の事業化を支援する。

（４）ポスト・インキュベート施設の整備

亥鼻インキュベート施設において、起業から支援を受けた優良な企業が、インキュベート施設卒業後に継続して研究開発を行える施設が市内にないことが課題として指摘されている。インキュベート施設卒業後の施設として、高レベルの研究に耐える研究型ポスト・インキュベート施設整備の検討を行う。

【人材の育成・確保に関する事項】

区域内の各機関により、多様な人材の育成を図る。

（１）人材育成事業

（公財）千葉市産業振興財団において、中小企業の経営革新及び市内での創業を目指す人材を育成するための各種研修のほか、支援機関との連携によるセミナーを開催。情報通信関連産業をはじめとして事業活動における課題として挙がることが多い人材確保問題の解決に繋げる。

（２）IT 関連産業人材の育成・確保

県内 IT 関連企業(団体)や IT の利活用を推進する産学官民連携組織等と連携して、実践的なセミナーや研修を開催し、高度 IT 人材の育成・確保を図る。

（３）京葉臨海コンビナート人材育成講座

産業界と大学等が連携し、京葉臨海コンビナートの中核人材（シフトリーダー・ミ

ドルマネジメント層)を育成するための講座を実施する。

(4) キッズ・アントレプレナーシップ教育事業

産業を牽引する人材の育成を図るためには、小学校や中学校など早い段階から「働くこと」を身近に感じられるよう、市内の事業所との交流を増やす取り組みを加えたキャリア教育を推進していく必要がある。当事業では、小中学生の早期から、将来の職業として起業という選択肢を意識させるとともに、将来の産業振興の基礎となる人材育成につなげる。

【技術支援等に関する事項】

産学官連携により、次のとおり研究開発から販路開拓までの一貫した支援を行う。

①技術振興事業等

(公財) 千葉市産業振興財団において、産学官連携による研究開発を進めるほか、専門家派遣、特許等取得支援や、ビジネス交流会、独創的な事業プラン・技術を表彰するなど、様々な面から技術支援を行う。素材型ものづくり関連産業をはじめとする各分野の企業が技術開発等の新事業展開をしやすい環境を整える。

②情報提供事業

(公財) 千葉市産業振興財団において、財団その他国や関係支援機関等の支援施策やイベントに関する情報を迅速かつ効果的に広く提供する。中小企業が多い加工型ものづくり産業などに対し、企業単独では難しい異業種との交流の機会をつくり新しいビジネスチャンスへ結びつける。

③千葉県産業支援技術研究所

県内産業の総合的な試験研究機関として、県は千葉県産業支援技術研究所を設置し、中小企業の活性化、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業の創出等を目指し、食品・醸造・バイオ・化学・情報・機械・金属分野等の企業に対し、そのニーズに応えるため研究開発、技術相談・支援、依頼試験等の様々な支援を行っている。

④公益財団法人千葉県産業振興センター

産学官連携のもと、産業技術の向上、中小企業の経営の革新等に関する諸事業を総合的に推進し、商工業の全般にわたる振興を図るとともに、新産業の創出を支援している。

⑤千葉大学サイエンスパークセンター

独立行政法人科学技術振興機構が、平成23年に千葉県と千葉大学が中心となり「地域産学官共同研究拠点千葉大学サイエンスパークセンター」を設置した。同センターでは、医工連携・ロボティクスなどの分野において、地域の大学・企業との共同研究を行うとともに、シーズ・ニーズの出会いや創出、産学官共同研究の促進により、地域における知識集中型のオープンイノベーションや新事業、新技術の創出を図るこ

とを目的としている。

【その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項】

(1) 千葉県企業立地促進条例

千葉県において、平成17年に「企業立地の促進に関する条例」を制定し、地域経済に大きくかつ広範にわたり経済波及効果をもたらす企業の立地促進、成田国際空港や工業団地をはじめとする各種産業基盤の優位性を活かした企業の立地促進、地域間格差の是正に配慮しつつ市町村の活性化につながる企業の立地促進を基本方針と定め、企業立地の促進のための施策を総合的に推進している。

(2) 企業立地の促進・優遇措置

区域内への企業の誘致については、国内はもとより海外に向けても積極的にPR活動を行うとともに、企業誘致のインセンティブとして補助金制度等の優遇措置を図る。なお、企業誘致を取り巻く状況の変化に対応するため、立地企業に対する補助制度につき、適宜見直しを行っている。本市においては、融資制度と補助金制度の両制度を柱とした立地支援を行っているところであり、平成25年4月には、補助金の対象となった企業の設備投資にかかる支援を強力に進める、企業立地促進融資制度を創設した。また、平成25年10月には、中小企業の段階的・計画的な投資に対応した累積投資型(マイレージ型)企業立地事業を創設したところである。さらに、企業のニーズに適切に対応すべく、補助制度については断続的に改善と改正を行っているところである。千葉県においては、平成26年4月に、中小規模の立地にも対応できるように立地要件の緩和を行い、また県内立地企業の拠点強化に向けた再投資に対応した新たな支援制度を創設したところである。

(3) 千葉市地域経済活性化戦略

平成24年3月に本市が策定した、従来の枠組みの中では困難になってきた地域商業の活性化を効果的かつ効率的に行うための戦略。現在の経済情勢を鑑み、地域資源を最大限活用し、多様な主体の連携によるスパイラルアップを起こすことで、「企業が成長し、新たな企業が集い、起業家精神にあふれる人材が育つ千葉市の実現」を目指す。

(4) チャレンジ企業支援センター

平成22年4月に(公財)千葉県産業振興センター内に設置。県内中小企業が抱える創業・経営・金融・技術・IT等の各種相談に対し、相談窓口を一本化した「ワンストップサービス」で対応するほか必要に応じて専門家派遣を行う等、新製品の開発や新規事業にチャレンジする等意欲的な中小企業を総合的に支援する。

(5) 中小企業等の知財活動支援のための行動計画の推進

県内の中小企業等が、知財の重要性を認識し、知財活動を企業経営に活用していくことを支援するため、「中小企業等の知財活動支援のための行動計画」を平成23年3月に策定した。本計画に基づき、①企業の成長段階に応じた相談体制の充実、②知

財意識の喚起、知財経営の定着に向けた支援、③海外展開に係る知財支援等を重点的に推進する。

(6) ちば中小企業元気づくり基金

(公財) 千葉県産業振興センターは平成20年9月、独立行政法人中小企業基盤整備機構、千葉県及び県内金融機関からの貸付金を原資として「ちば中小企業元気づくり基金」を造成し、その運用益により中小企業の創業・経営革新、地域資源を活用したビジネスモデルの構築、人材の育成・確保等に対する支援を行っている。

(7) ちば農商工連携事業支援基金

(公財) 千葉県産業振興センターは平成21年9月、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び千葉県からの貸付金を原資として「ちば農商工連携事業支援基金」を造成し、その運用益により中小企業者と農林漁業者の連携体による新商品づくりや販路開拓等の取り組みに対する支援を行っている。

(8) 千葉県よろず支援拠点

(公財) 千葉県産業振興センターが平成26年6月に開設した、中小企業・小規模事業者の起業から安定までの各段階のニーズに応じた支援を行う機関である。既存の支援機関では十分に解決できない、経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、案件に応じた「的確な支援機関等の紹介」といったきめ細かな対応を、中小企業診断士、税理士、マーケティング、特許・技術、デザイナー等、高い専門性を持った経験豊富な相談スタッフが行っている。

(9) 明日のちばを創る！産業振興ビジョン

製造業の海外シフト、人口減少など、社会経済情勢の変化への対応や県の総合計画である「新 輝け！ちば元気プラン」において掲げている経済活性化に向けた目標を具体的な施策として展開するため、「明日のちばを創る！産業振興ビジョン」を策定した。本ビジョンでは、中長期的な産業振興の方向性を見据え、今後、5年程度の間に取り組むべき重点施策として、①京葉臨海コンビナートの競争力強化、②健康長寿産業の育成と振興、③戦略的な企業誘致の推進、④地域資源の活用、⑤起業・創業の活性化の5つの柱を掲げ、千葉の未来を支える産業の育成と振興に取り組むこととしている。

(10) 大学・研究機関との連携強化

大学や研究機関等と県、市町村、公益財団法人千葉県産業振興センター等との連携を強化し、共同研究の推進や技術指導相談体制の確立等を図る。

(11) 広域連携推進事業

(公財) 千葉県産業振興センター、(公財) 千葉市産業振興財団及び千葉県千葉市地域産業活性化協議会構成員等は、地域企業の支援のため、専門家等の派遣・プロジェクトメイキング等を通じ、茨城県圏央道沿線地域及び千葉県東葛地域の地域産業活

性化協議会構成員との広域的な連携事業への参画や協働により、地域企業のネットワーク構築等を図る。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

【環境の保全への配慮】

本市においては、平成6年12月に、環境の保全及び創造に関する基本理念や市民・事業者・市の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「千葉市環境基本条例」を制定した。平成7年3月には本条例に基づき「千葉市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成7年10月には「千葉市環境保全条例」を制定し、大気や水質などの、生活環境の保全等のために必要な規制その他の措置を講じている。

さらに、市内主要企業とは、「千葉市環境保全条例」に基づき環境保全に関して市・企業間の二者で協定を締結し、法令より厳しい規制や、法令とは別の観点からの指導等を行っている。特に、臨海部の主要企業については、県・市・企業間の三者で協定を締結している。

平成10年9月には、「千葉市環境影響評価条例」を制定し、大規模開発等の実施に際して公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされるよう定めている。

平成23年3月には「千葉市環境基本計画」を策定し、地球環境問題や循環型社会の構築などに向けて、社会・経済活動の転換を図るための施策を推進している。この「千葉市環境基本計画」では、社会経済活動とその基本となる社会資本整備などへの、環境配慮の織り込みと定着の必要性を述べるとともに、その実現化に向けては、市民・事業者・市が有機的な連携を図り、パートナーシップを構築することの重要性と、各主体の役割等を示している。この中で、事業者の役割として、事業活動における環境配慮の推進やパートナーシップを構成する一員としての積極的な情報公開などを求めている。

また、本市では、地球温暖化対策を包括的かつ統一的に推進するため、千葉市の事務事業における地球温暖化対策を進める「千葉市地球温暖化防止実行計画」、千葉市域における地球温暖化対策を推進する「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」及び「千葉市新エネルギービジョン」の3つの計画を統合し、「地球温暖化対策実行計画」を策定した。

本計画に基づく企業立地に際しても、これらの理念に沿って、必要に応じて地域住民への説明会を開催するなど、地域社会のなかで他の主体との協力・連携を図りながら、地域の環境を守り育てる活動に取り組むとともに、低炭素社会に向けた事業活動に取り組むこととする。

また、千葉県においては、「千葉県環境基本計画」を制定し、この下に個別分野別の計画等を定め、全県域を包括した環境保全のための施策を推進している。

【安全な住民生活の保全への配慮】

本市においては、平成18年3月「千葉市地域防犯計画」を策定し、平成24年3月には「第2次千葉市地域防犯計画」を策定した。これは市、市民、事業者、警察その他関係機関などがそれぞれの役割において連携と相互協力のもとに、犯罪のない安全なまちづくりに向けた取り組みを発展させることを目的としたものである。

また、千葉県においては、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年10月から「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進するとともに、平成16年11月には、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針等を策定し、犯罪の起こりにくい施設とすることにより犯罪から県民を守る取組を推進している。

企業立地を始めとする様々な事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要であり、「第2次千葉市地域防犯計画」、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」等の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で安心して住みよい地域社会を実現するため、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

- ・ 防犯設備の整備

事業所等の付近で地域住民等が犯罪被害に遭わないようにするため、防犯カメラ、照明設備の設置等に努める。

- ・ 防犯に配慮した施設の整備・管理

犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する道路、公園、駐車場等の普及を図るとともに、植栽の適切な配置及び剪定による見通しを確保するほか、施設管理を徹底し安全確保に努める。

- ・ 従業員に対する防犯指導

外国人を含む従業員に対して法令遵守や犯罪被害防止、交通安全等に関する指導を行う。

- ・ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う通学路の子どもの見守りを含む防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品、場所の提供等の協力を努める。

- ・ 不法就労の防止

事業者が外国人労働者を雇用する場合には、旅券等により就労資格の有無を確認するなど、不法就労防止の徹底を図る。

- ・ 地域住民との協議

産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、地域住民の意見を十分に聴取する。

- ・ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における事業者の管轄警察署への連絡体制を整備する。

- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

当面は設定せず、設定する必要がある場合は、計画の変更により対応する。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成31年度末までとする。

別紙

鳥獣保護区の区域のうち集積区域とする区域

市町村名	集積区域とする区域	集積区域とする理由	備考
千葉市	高田インターチェンジ周辺（千葉外房有料道路）	<p>千葉市においては、堅調な企業立地実績により、将来、産業用地適地の枯渇が予想されることから、平成27年度より産業用地確保の取組として、市域全体を対象とした産業用地確保の基礎調査の実施や、低・未利用地等の発掘など、企業立地の適地確保に向けた取り組みを行っている。</p> <p>このような中、当該区域は、一団地性の高い土地で有り、企業立地の適地として、市内でも数少ない区域であることから、やむを得ず例外的に集積区域とするものである。</p> <p>なお、鳥獣の生息環境を保全するため、開発等の面積を最小限にするなど、自然環境に十分配慮することを前提とし、現行の法制度に基づく各種規制に従って企業立地を行うこととする。</p>	鳥獣保護区